

令和5年度 介護保険料率について

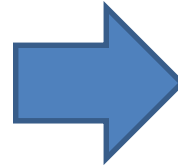
介護保険の令和5年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和5年度は、令和4年度末に見込まれる不足分(▲217億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.82%(4月納付分から変更)とする。

令和4年度
令和5年2月分(3月納付分)まで

1.64%



令和5年度
令和5年3月分(4月納付分)から

1.82%
(+0.18%pt)

1.64%から令和5年4月以降に1.82%へ引き上げた場合の令和5年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半後)

〔月額〕 270 円 (2,460円 → 2,730円) の増

(※)標準報酬月額を300,000円とした場合の負担を算出。

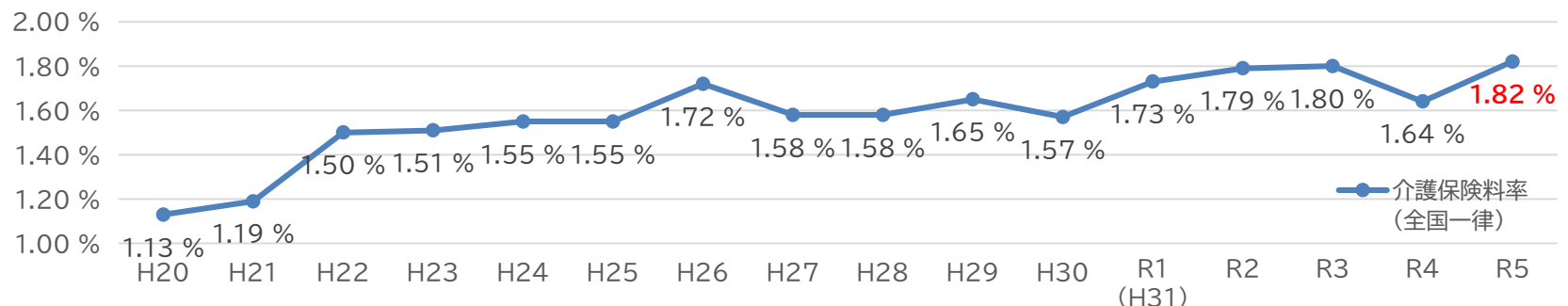
各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

《参考》健康保険法 第160条

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

介護保険料率の推移



協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	備考
		決算	直近見込 (R4年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R4年12月)	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80% R4年度保険料率： 1.64% R5年度保険料率： 1.82% 納付金対前年度比 ⇒ + 641
	国庫補助等	－	1	0	
	その他	－	－	－	
	計	10,893	10,202	11,321	
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	
	その他	55	43	－	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険制度の仕組み

市 町 村（保険者）

税金
50%

保険料
50%

市町村	都道府県	国
12.5%	12.5%（※）	25%（※）
※施設等給付の場合は、 国20%、都道府県17.5%		
23%	27%	
人口比に基づき設定		

費用の9割分（8割分）
の支払い（※）

サービス事業者

○在宅サービス

- ・訪問介護
- ・通所介護 等

○地域密着型サービス

- ・定期巡回・随時対応型訪問
介護看護
- ・認知症対応型共同生活介護等

○施設サービス

- ・老人福祉施設
- ・老人保健施設 等

請求

財政安定化基金

（H30～R2年度）

1割（2割・3割）負担（※）

全国プール

居住費・食費

サービス利用

保険料

個別市町村

国民健康保険・
健康保険組合など

原則年金からの天引き

要介護認定

第1号被保険者

・65歳以上の者

第2号被保険者

・40歳から64歳までの者

（3, 525万人）

（4, 192万人）

加入者（被保険者）

（注）第1号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成30年度末現在の数である。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成30年度内の月平均値である。

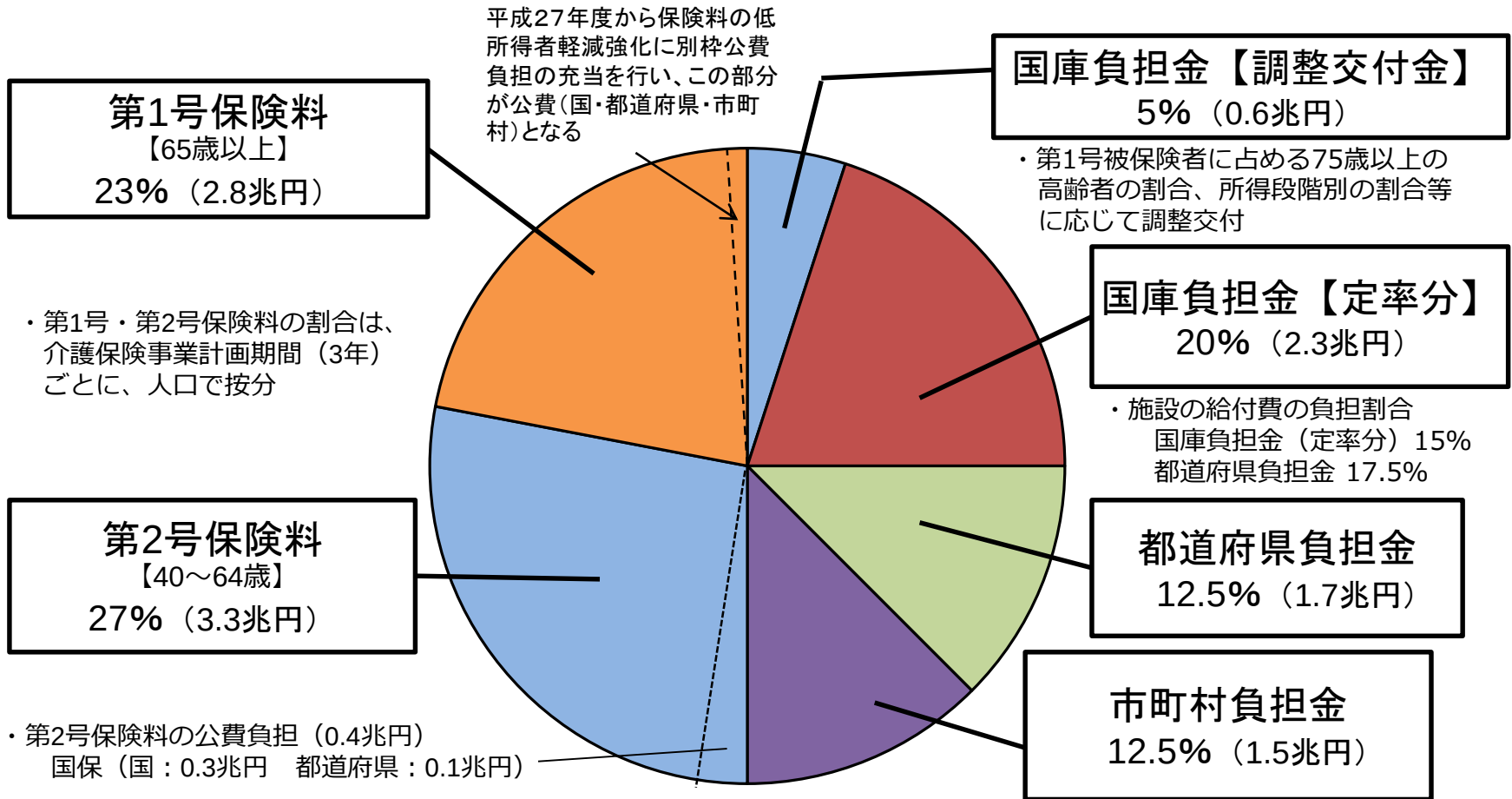
（※）一定以上所得者については、費用の2割負担（平成27年8月施行）又は3割負担（平成30年8月施行）。

介護保険の財源構成と規模

(令和4年度予算 介護給付費：12.3兆円)
総費用ベース：13.3兆円

保険料 50%

公 費 50%



※数値は端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。